

8議庶第27号
令和8年6月18日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
外務大臣
防衛大臣

下諏訪町議会議長 中山 透

非核三原則の堅持を求める意見書

我が国は、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を国是とし、平和国家としての立場を内外に示してきました。しかし、政府は安全保障関連三文書の年内改定に向けた議論を進めており、これに伴う非核三原則の見直しが懸念されています。

核兵器を取り巻く国際情勢が一層厳しさを増す今日だからこそ、非核三原則は国民の命と安全を守る我が国の基本姿勢として、今後も確実に守られるべきものです。特定の政権や時代に左右されるものであってはならないはずです。

広島・長崎にもたらされた惨禍を二度と繰り返さないため、被爆の実相を後世に伝えつつ、非核三原則を堅持し、「核兵器のない平和な世界」の実現に向けた努力を着実に積み重ねていくことが、唯一の戦争被爆国である我が国の使命です。それは、平和都市推進を宣言し、町長が平和首長会議に加盟している下諏訪町民に共通の思いでもあります。

よって、国会及び政府におかれては、被爆地の思いと国民の平和への願いを真摯に受け止め、非核三原則を堅持し、「核兵器のない世界」の実現に向けて一層の努力をされるよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。